

I いじめ問題に関する基本的な対応方針

1. 「いじめ」の定義は、「いじめ防止対策推進法」に規定されている「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」であることを、教職員、生徒・保護者等すべての学校関係者の共通認識とする。
2. 国立大学法人千葉大学における教育学部附属学校いじめ防止対策等に関する規程にしたがい、「いじめの疑いがある事案」、「いじめとして認知した事案」を次のように定義する。
 - ① いじめの疑いのある事案 本校がいじめの疑いがあると判断した事例
 - ② いじめとして認知した事案 本校においていじめと認定し、学長に報告した事例
3. 「いじめによる重大事態」（以下「重大事態」という。）は、国立大学法人千葉大学長（以下「学長」という。）又は本校校長が、次の場合に相当すると判断したものをいう。なお、本校生徒又は保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、重大事態として対応する。
 - ① いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
4. 本校生徒及び保護者は、本校におけるいじめ防止対策のために次の責務を負う。
 - ① 本校生徒は、いじめを行ってはならない。
 - ② 本校保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努め、及びいじめを受けた場合には、適切に児童生徒をいじめから保護するものとする。また、本校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
5. 本校教職員は、本校児童生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。そのために、次の活動を行う責務を負う。
 - ① 全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるとの前提のもとに、教職員は日常から、いじめ根絶の高い意識を持ち、個々の教員が孤立したり、教員間で意思の疎通を欠いたりすることのないよう、報告・連絡・相談を密に行う。
 - ② いじめの未然防止及び早期発見・早期解決のために、学校は日常的に積極的な行動を取るとともに、国立大学法人千葉大学、同教育学部と協働し、また、必要に応じて所轄警察署、児童相談所、法務局、その他の外部関係機関との連携を図る。
 - ③ 個別のいじめの事案及び重大事態が生じた場合、本「基本方針」に基づいて決定、行動する。校長は、速やかに教育学部長及び学校設置者である学長に報告を行い、各教職員は、いじめを受けた生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者への支援、指導をきめ細やかに行う。

II いじめの未然防止のための取組

1. いじめの未然防止のための活動
 - ① 日常的な授業や学校行事の改善
 - ② 道徳教育、学級活動の充実を通じた生徒への啓発及び保護者会等を通じた保護者への啓発
 - ③ 「基本方針」及び「年間実施計画」に関する共通理解の推進及び教職員の校内研修の企画
 - ④ いじめ防止対策の校内組織の整備とPDCAサイクルによる「基本方針」の見直しと改善
 - ⑤ その他、いじめの未然防止のために必要な活動

Ⅲ いじめ問題校内組織・相談窓口

1. いじめ対策の校内組織

- ① いじめ防止対策の校内組織の中核を、企画会及び生徒指導部会とする。
- ② 企画会は生徒指導部会からの報告を受け、いじめに関する協議を行う。その際、通常の構成員に加え、生徒指導主事及び教育相談主任に出席を求める。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家の出席を求めることができる。
- ③ 生徒指導部会は企画会の方針に沿って、いじめの未然防止及び個別事案への対処についての実務を行う。
- ④ 教育相談部会及び各学年会は、生徒指導部会と連携を図り、情報収集及び必要に応じて生徒への指導・支援等を行う。
- ⑤ 緊急の事案の発生時等には、校長・副校長は臨時の会議を弾力的に招集する。

2. 生徒及び保護者からの相談窓口

- ① 基本的には学級担任又は副担任及び学年主任とする。
- ② 学級担任・副担任以外であっても、生徒・保護者にとってもっとも話しやすい教員が、相談窓口となることがある。相談を受けた教員は、直ちに学級担任等に連絡を取ることが原則である。

Ⅳ いじめの早期発見・早期対応

1. いじめの早期発見・早期解決

- ① 生徒アンケート，教育相談，保護者面談の充実
- ② 学級担任・副担任，授業担当教員，部活動顧問等による生徒への観察の充実
- ③ 保護者との連絡・相談の緊密化
- ④ スクールカウンセラー，教育相談員による教育相談機能の向上
- ⑤ 生徒指導部会・教育相談部会・学年会等における情報交換の充実
- ⑥ 職員会議（毎月開催）における校内の状況の確認と共有化
- ⑦ 生徒・保護者が話しやすい学校環境作りと学校外部の相談機関の周知

Ⅴ 重大事態への対応

1. 重大事態が生じた場合の対応

重大事態が生じた場合の対応は、国立大学法人千葉大学における教育学部附属学校いじめ防止対策等に関する規程に基づき、学長の判断に応じて対応する。

2. 重大事態が生じた場合の流れ

- ① 校長は、重大事態が発生した場合は、速やかに教育学部長及び学校設置者である学長に報告する。
- ② 学長は、国立大学法人千葉大学における教育学部附属学校いじめ防止対策等に関する規程に基づき、速やかに千葉大学いじめ防止対応委員会（以下、「対応委員会」とする。）に調査を付託する。
- ③ 対応委員会は、調査委員会を設置して調査を行う。ただし、対応委員会は、当該重大事態の状況によっては、調査委員会を設置せず、本校に調査を付託することができる。この場合、本校は、外部の専門家を含めた調査委員会を設置する。
- ④ 調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明らかにするために必要な調査を行い、事実関係を書面でいじめ防止対応委員会に報告する。
- ⑤ いじめ防止対応委員会は、調査委員会から提出された報告書を審査し、書面で学長に報告する。学長は、対応委員会から提出された報告書をもとに文部科学大臣への報告を行う。
- ⑥ 学長、教育学部長及び校長は、重大事案への対処及び再調査が必要となった場合の対応並びに同種の事態の発生の防止のために必要な措置等について、「いじめ防止対策推進法」等に沿って適切に行う。